

別紙

諮問第1119号

答 申

1 審査会の結論

「訴訟代理人に対する着手金の支払いについて」外2件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月15日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、原告の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める、というのが本件審査請求の趣旨である。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(イ) 審査請求の理由について述べれば、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例9条に該当する。

訴訟代理人住所は、法律事務所の住所であれば開示すべきであり、私邸の住所であれば、同人が法人代表者等であって登記情報である場合を除いて不開示妥当である。

イ 反論書における主張

(ア) 本案審議前に

東京都は、FAXによる反論書の提出を認めていないという。しかし、国の情報公開・個人情報保護審査会は、FAXによる提出も認めており、東京都も同様に認めるべきである。このように解釈することこそが、条例前文、1条、3条及び条例全体の精神にも合致するものというべきである。

(イ) 文書の特定

- a 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。
- b 実施機関と、弁護士や弁護士事務所との弁護士費用の金額についての交渉中の金額等に関する文書が一切特定されていない。
- c したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(ウ) 不開示部分の不開示事由非該当性

- a 事件番号、訴訟代理人印影は、いずれも、裁判所において何人も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当するとともに、4号には該当しない。訴訟代理人住所は、自宅で開業している場合には、自宅の住所が事務所の住所であることから、公になっている情報であるとしてただし書イに該当する。

- b 住民訴訟に関する裁判情報は、東京都民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として、条例7条2号ただし書ロ及び同条3号ただし書全てに該当する。
- c 印影や口座情報であっても、一般的な領収書や商業広告等に掲載される類のものであれば、行政国賠訴訟の被告行政庁側の弁護士という点に鑑みても、これを不開示とする理由はないというべきである。
- d 処分の理由付記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

ウ 意見書における主張

(ア) 本案審議前に

理由説明書の写しの送付及び意見書の提出依頼について（通知）においては、意見書の提出がない場合には、審査請求書のみを審査請求人の意見とする旨の記載があるが、当然のことながら審査請求人が反論書を提出している以上、審査請求書だけでなく、反論書についても、審査請求人の意見とすべきである。

(イ) 新たな意見について

- a 審査請求書及び反論書記載の理由を援用する他は、以下のとおりである。
- b 訴訟記録は、条例に基づく開示手続ではないから、訴訟記録の閲覧により開示になる情報を条例に基づく不開示情報として取り扱うことは相当ではない。そして、情報公開請求によらずとも、理由説明書記載のとおり、すでに何人にも公になっている情報であるからこれを開示したとしても、公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになるわけではない。したがって、事件番号は、条例7条2号に該当せず開示すべきである。
- c 弁護士の印影については、理由説明と同様のことが当てはまる上に、公務員の印影などは開示請求に対して現に開示になっているにもかかわらず、処分庁の表

明するおそれは現実のものとはなっていない。そうすると、弁護士印影についてだけ、処分庁の表明するおそれが現実のものとなる理由はない。したがって、弁護士印影は、条例7条4号に該当せず開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、以下のとおりである。

(1) 本件一部開示決定処分に係る事務について

東京都が訴訟当事者である訴訟に関する事務は、原則として総務局総務部法務課（以下「法務課」という。）が所管しており、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要と認めるものについては、本件実施機関において、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、着手金及び謝金を支払っている。

(2) 対象公文書の特定について

審査請求人は、「東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟（個人情報開示請求に係る訴訟を含む）、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切」について開示請求をした上で、請求対象文書の特定を求めている。

実施機関において処理する訴訟事件は、原則として法務課の職員が代理人となり対応しており、全ての事件を弁護士に依頼しているわけではない。訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要と認めるものについてのみ、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、着手金及び謝金を支払っている。以上のことから、本件一部開示決定処分は、弁護士費用（着手金及び謝金）の支出に係る文書（実施機関分）全てを対象公文書として特定したものであり、違法又は不当な点はない。

また、実施機関において支出している弁護士費用は、着手金及び謝金である。着手金及び謝金の支払手続は、弁護士から、着手金においては「承諾書」、謝金においては「合意書」の提出を受け、「支出原議」により支出を決定し、支払伝票により支払いを行う、というものである。本件一部開示決定処分においては、これらの全てを対象公文書として特定しており、対象公文書の特定に違法又は不当な点はない。

(3) 非開示理由について

ア 事件番号

裁判所の事件番号は、各裁判所において、事件を受理した日の属する年の元号及び年号、事件の種類ごとに付される記録符号並びに事件を受理するたびに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないから、裁判所名とその事件番号が判明すれば、事件を特定することが可能となる。

訴訟記録には、一般的に、その事案により当事者や関係者の職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動情報等個人の活動に関する情報等「個人に関する情報」が記載されている。

これらの情報は、当事者や関係者の氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性があることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると解される。

訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）91条1項が「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めており、特定の裁判所の事件番号により訴訟記録を特定することで、同法が例外として定める「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録」（同条2項）又は「秘密保持のための閲覧等の制限を受けた訴訟記録」（同法92条）を除き、当事者以外の者も閲覧請求が可能となっている。

したがって、対象公文書のうち、「事件番号」は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものではないが、特定の裁判所名とともに事件番号を開示することにより、訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができることとなることから、条例7条2号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

イ 弁護士の自宅住所

個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

ウ 弁護士の印影

公にすることにより偽造等犯罪の予防その他の公共の安全等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例7条4号に該当し、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月 9日	諮問
令和 元年11月18日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年11月22日	新規概要説明（第204回第二部会）
令和 元年11月28日	審査請求人から意見書收受
令和 元年12月23日	審議（第205回第二部会）
令和 2年 1月24日	審議（第206回第二部会）
令和 2年 2月21日	審議（第207回第二部会）
令和 2年 7月17日	審議（第208回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求及び本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、別表1に掲げる本件開示請求であり、実施機関は、

本件開示請求に対し、別表2に掲げる文書を対象公文書として特定した（以下「本件対象公文書1、2及び3」という。）。

都が訴訟当事者となる訴訟に関する事務は、原則として、法務課が所管しているところであるが、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に進めるため特に必要があると認めるものについては、当該事件に関する事務を所管する部署において、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、これに対し着手金及び謝金の支出を行っている。

本件対象公文書1、2及び3は、訴訟事件の処理を依頼した弁護士に対する着手金及び謝金の支出を執行するために実施機関が作成したものであり、このうち、本件対象公文書1及び2については、起案用紙、承諾書、支払伝票から構成され、本件対象公文書3については、起案用紙、合意書、事務処理要綱及び運用基準その他関係資料から構成されている。

イ 本件対象公文書の非開示部分について

実施機関は、本件対象公文書1及び2のうちの承諾書に記載されている原告名、事件番号及び訴訟代理人の住所、本件対象公文書3のうちの合意書に記載されている事件番号について条例7条2号該当により、本件対象公文書1から3のうちの承諾書及び合意書に記載されている訴訟代理人印影について同条4号該当により、それぞれ非開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

ウ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、当該一部開示決定処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る文書を特定した上で、原告の氏名を除いて本件対象公文書の全てを開示すべきである旨主張している。

そこで、審査会は、本件審査請求に係る対象公文書の特定の妥当性、並びに、本件審査請求の対象となっていない原告の氏名を除き、上記イで示した当該非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）の非開示情報該当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することがで

きるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

オ 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、実施機関における事務事業に関する住民訴訟について、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要があると認め、当該訴訟事件の処理を実施機関から弁護士に依頼し、その承諾を得て、着手金及び謝金を支払っており、弁護士に依頼した事案は本件対象公文書に係るものが全てであるとのことである。

審査会においてこれら対象公文書を見分したところ、訴訟代理人の選任に係る承諾書及び合意書、着手金及び謝金の支出に係る起案文書、支払金額、支出先、支出科目及び支払方法について、当該対象公文書の開示された部分をもって確認できることから、本件開示請求に対し、本件対象公文書1、2及び3を対象公文書として特定したことは、妥当であると認められる。

カ 本件非開示部分の非開示情報該当性について

（ア）事件番号について

本件対象公文書1及び2のうちの承諾書並びに本件対象公文書3のうちの合意書

における当該非開示部分について検討するに、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となる。事件の審理の過程では、様々な態様で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件番号は、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。

そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができ（民事訴訟法91条1項）、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、特定の個人を識別することができることとなる。したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書及び反論書において、訴訟記録は裁判所において何人も閲覧することができる旨主張するが、同法91条の規定の趣旨に照らせば、同条1項に基づく記録の閲覧請求は、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であり、当該事件の事件番号が不明の場合、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について同法91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということとはできない。

以上により、本件非開示情報1は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(イ) 弁護士の自宅住所について

本件対象公文書2のうち承諾書における当該非開示部分は、その内容から、個人

に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(ウ) 弁護士の印影について

本件対象公文書1及び2のうちの承諾書並びに本件対象公文書3のうちの合意書における当該非開示部分は、その内容から、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟（個人情報開示請求に係る訴訟も含む）、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切。

別表2 本件対象公文書

本件対象公文書1	
	24中新管第130号「訴訟代理人に対する着手金の支払いについて（公金支出返還請求事件（その2）」
本件対象公文書2	
	24中新管第857号「訴訟代理人に対する着手金の支払いについて（公金支出返還請求事件（その2）」
本件対象公文書3	
	28中新管第802号「公金支出返還請求事件（その2）に係る訴訟代理人の委任の終了及び謝金の支払いについて」